

学校利用に関する運営業務仕様書（案）

本業務は、児童の水泳に親しむ資質と能力の基礎を育てるため、田原市（以下「発注者」という。）は、受注者に田原市内小学校の生徒を対象とする水泳指導の業務を委託する。

（目的）

第1条 本仕様書は、発注者が行う「小中学校水泳指導業務」に適用する。

（疑義・協議）

第2条 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、発注者と必要に応じて協議し、その指示を受ける。

（業務期間）

第3条 契約日の翌日から令和●年●月●日までとする。

（実施計画）

第4条 受注者は、本業務の実施に先立ち、所定の様式により以下の書類を作成し、指示する期日までに発注者に提出する。

- (1) 業務主任担当者届
- (2) 業務実施計画書
- (3) その他発注者の指示する書類

（安全管理）

第5条 受注者は、業務実施にあたり安全を留意しなければならない。また、関係法令等を遵守し、常に善良なる管理を行うものとする。

（損害賠償）

第6条 受注者の原因により発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。なお、その損害賠償の責任は受注者が負うものとする。

（打ち合わせ）

第7条 受注者は、指導方法及び実施日時を発注者及び各対象校担当者と打合せを行い決定すること。

（業務従事者等）

第8条 本業務の業務従事者は下記全てに該当する者とする。

- (1) 水泳指導に精通している者
- (2) 普通救命講習を受講したことのある者

（実施場所）

第9条 本業務の実施場所は受注者が保有するプール施設及び各対象校のプール施設とする。

（業務内容）

第10条 本業務の業務内容は以下とし、対象校及び対象学級は別紙「水泳指導対象校」のとおりである。

- (1) 受注者保有のプール施設での水泳指導及び準備体操の補助、監視 330回

（実施時間）

第11条 指導時間は1回40～60分を基本とし、実施前に各学校と協議し決定すること

（授業の中止）

第12条 本業務の実施期間中における授業の中止に係る対応は以下のとおりとする。

- (1) 感染症予防対策、雨天等により水泳授業の中止がある場合は、中止決定後直ちに発注者より受注者に申し出るものとする。
- (2) 発注者の申し出により授業当日に中止した場合は指導料の5割分を、授業日前日から7日前までで授業を中止した場合は3割分を発注者が負担することとする。この場合において契約額の変更については全ての水泳授業終了後の実績に応じて変更することとする。

(権利義務の譲渡)

第13条 受注者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができないものとする。

(個人情報保護及び守秘義務)

第14条 受注者は、業務上知り得た個人情報をいかなる場合においても漏らしてはならない。また、委託業務期間が終了した後も同様とする。

(提出場所)

第15条 本業務に係る業務報告書等の提出場所は、田原市教育委員会教育総務課とする。